

誓 約 書

中 野 区 長 あて

中野区 丁目 番 号先における自費工事（道路法第 24 条）「歩道一時切下げ・植栽一時撤去・ガードパイプ一時撤去・ 」に際しては、道路法第 43 条を遵守し、危険防止及び道路管理上支障のないよう施工します。

万一、当工事の施工に起因して道路に損傷を与え、交通に危険を及ぼすおそれが生じた場合には、ただちに当該損傷箇所に係る道路管理者に連絡するとともに、その係員の指示に従い応急処置を講じる等、その他一切の責任を負います。

なお、建築工事等が竣工したときは、すみやかに現状復旧し、完了届と竣工写真を道路管理者に提出いたします。

平成 年 月 日

申請者（施主・施設利用者等）

住 所

氏 名

印

電 話

施工者

住 所

氏 名

印

電 話

（法人の場合は名称・代表者名を記入してください。）